

よくある質問

- Q1. 認定こども園とはどのような施設ですか？ 認定こども園はどの認定を受ければ利用できますか？**
 認定こども園とは、幼稚園と保育園の機能を持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
 幼稚園機能を利用希望の場合は1号認定を、保育園機能を利用希望の場合は2号または3号認定を受けます。
- Q2. 幼稚園の利用を希望する場合も、保護者が働いている場合は2号認定を受ける必要がありますか？**
 幼稚園を利用する場合は、1号認定を受けてください。
- Q3. 利用を希望する園の第1希望が保育園（2号認定）、第2希望が幼稚園（1号認定）の場合、認定申請書や入園申込書は両方の園に出す必要がありますか？**
認定申請書及び入園申込書は第1希望の園にのみ提出してください。（入園申込みについては、二重提出が確認された場合、受付が無効になる場合があります。）なお、1号認定で申込を行う場合は認定変更の手続きを行ってから申込みを行ってください。
- Q4. 保育標準時間と保育短時間は、希望する方を選ぶことはできますか？**
 就労状況等により保育標準時間（最長11時間）の認定基準を満たす場合は、希望の方を選ぶことができます。
 保育短時間（最長8時間）の認定基準しか満たさない場合は、保育標準時間（最長11時間）は選べません。
- Q5. 保育短時間の認定を受けた場合、8時間を超えて預けることはできないのでしょうか？**
 延長保育等を利用して保育を受けることができます。
 認定時間を超えた時間分については別途利用料金がかかります。詳細は各施設にお問い合わせください。
- Q6. パートタイムで働いていますが、残業がある場合は保育標準時間の認定を受けることができますか？**
 保育標準時間の認定を受けられるのは、月120時間以上の就労がある場合となりますが、これは残業時間を含めない会社の所定労働時間のことです。残業のため短時間保育で足りない場合は、延長保育等をご利用ください。（別途料金がかかります）
- Q7. 認定は毎年受ける必要がありますか？**
 認定の期間は、1号・2号認定は小学校就学前まで、3号認定は3歳の誕生日の前々日までが基本です。
 その他、「保育の必要な事由」によっては認定期間が異なるものもありますので、手続きは各施設にお問い合わせください。また認定期間中も、状況の確認のため年に1回「現況届」を提出する必要があります。
- Q8. 転園する場合、再度認定申請を受ける必要がありますか？**
 認定の内容を変更する必要がなければ申請は不要です。
 ただし、例えば、1号認定を受けて幼稚園を利用していた場合、保育園へ転園するためには2号認定が必要になるため、再度認定申請をしてください。また、認定は住所地の市町村が行います。転入・転出などお引越しの際は、改めて新住所地で認定を受ける必要があります。

認定申請手続きに関するお問い合わせは

長岡市教育委員会 保育課	☎ 39-2377	中之島支所 市民生活課	☎ 61-2015
越路支所 市民生活課	☎ 92-5906	三島支所 市民生活課	☎ 42-2246
山古志支所 市民生活課	☎ 59-2333	小国支所 市民生活課	☎ 95-5900
和島支所 市民生活課	☎ 74-3113	寺泊支所 市民生活課	☎ 75-3113
栃尾支所 市民生活課	☎ 52-5836	与板支所 市民生活課	☎ 72-3190
川口支所 市民生活課	☎ 89-3112		

または、希望の園へお願いします。

初めて保育園等を利用する方へ

令和3年度 認可保育園・施設型幼稚園・認定こども園・地域型保育利用のための認定申請手続きについて

認定とは？

認可保育園、施設型幼稚園、認定こども園、地域型保育施設を利用する場合は、子ども・子育て支援法に基づき、**教育・保育の給付認定を受ける必要があります。**

※例外として、下記の国立幼稚園・私立幼稚園は、給付認定の手続きは必要ありません。
 各園に直接令和3年度の申込み手続きを行ってください。

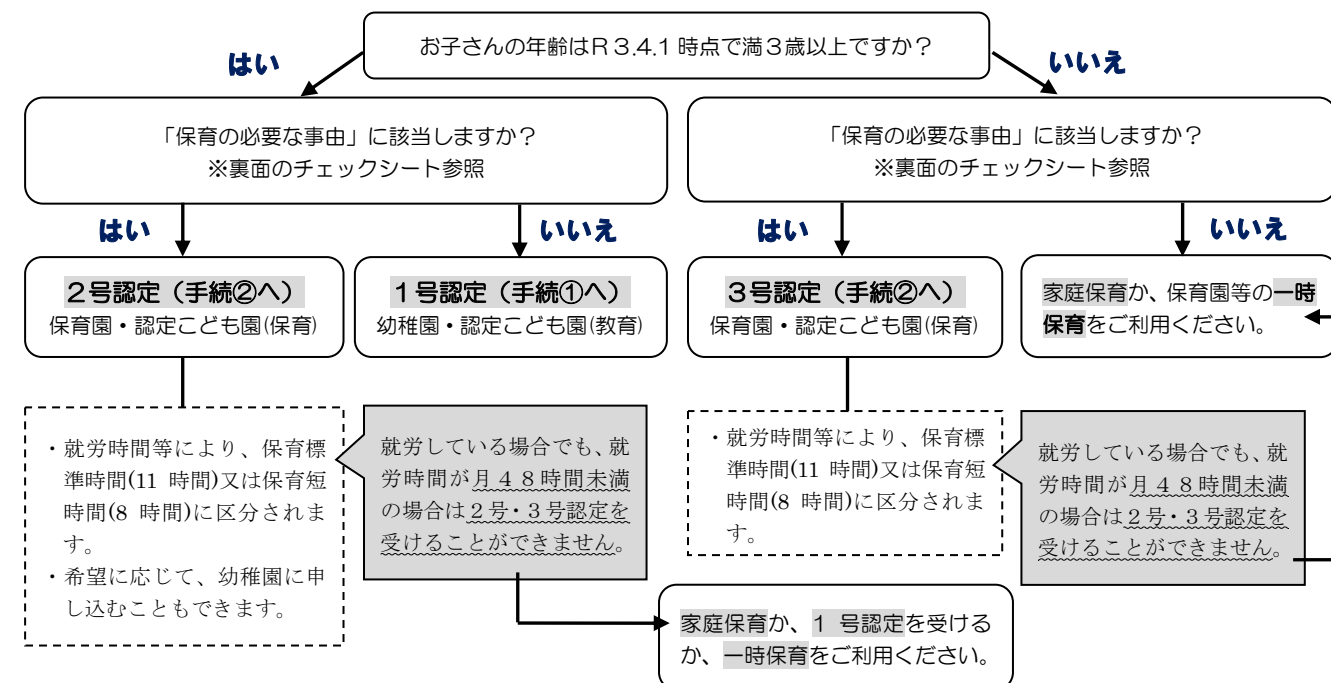
園名（※私立幼稚園については、今後変更になる場合があります）	申込みの受付期間
・（国立）新潟大学教育学部附属幼稚園	令和2年9月24日（木）～10月2日（金）
・（私立）宮内白ゆり幼稚園	令和2年11月2日（月）～

認定の種類

認定は、お子さんの年齢や保護者の就労状況等により次の3つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象となる子ども
1号認定 （教育標準時間認定）	・施設型幼稚園 ・認定こども園（幼稚園機能）	満3歳以上の小学校就学前の子ども （2号認定を除く）
2号認定 （3歳以上 保育認定）	標準時間（最長11時間） 短時間（最長8時間）	満3歳以上の小学校就学前の子どもで「 保育の必要な事由 」に該当する場合
3号認定 （3歳未満 保育認定）	標準時間（最長11時間） 短時間（最長8時間）	満3歳未満の子どもで「 保育の必要な事由 」に該当する場合

どの認定にあてはまりますか？



2号または3号認定を受ける場合、父母ともに次のいずれかに該当することが必要です。

「保育の必要な事由」チェックシート

- 就労 月48時間以上（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む）
- 出産前後 保護者の傷病、障害 災害復旧 求職活動（起業準備など）
- 同居者または長期入院等している親族の介護・看護 虐待やDVのおそれがあること
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- その他、上記に類する状態として市が認める場合

※近くに幼稚園のない地域では、「保育の必要な事由」に該当しない場合でも、3歳以上児に限り例外的に「2号認定（保育短時間）」を受け、保育園へ入園することができます。

保育時間について

2号認定または3号認定を受ける方については、提出された就労確認書等の内容及び保護者の希望によって、市が「**保育標準時間（最長11時間）**」または「**保育短時間（最長8時間）**」の認定をします。

保育標準時間（最長11時間）	就労(月120時間以上※父母ともに)、産前・産後など
保育短時間（最長8時間）	就労(月48時間以上120時間未満※父母いずれか)、求職活動など

なお就労時間が月120時間以上でない場合でも、以下の基準に該当する場合は保育標準時間での認定が可能です。

- ① 1か月の勤務時間は120時間に満たないが、1日の就労時間が8時間以上（通勤時間含む）となる就労が常態である場合
- ② 1か月の勤務時間が120時間未満であり、1日の就労も8時間未満だが、各園が定める基本保育時間（8時間）の時間帯を超えて利用せざるを得ない場合
- ③ シフト制の勤務体系などにより、1か月の中で最も早い就労開始時間と最も遅い就労終了時間の差が8時間以上（通勤時間含む）となる場合
- ④ その他、上記①～③に準ずる理由の場合 ※繁忙期における時間外勤務時間や冬期間の通勤時間の増加分は考慮しません。

利用手続きの流れ

①幼稚園等を利用希望の場合(1号認定)

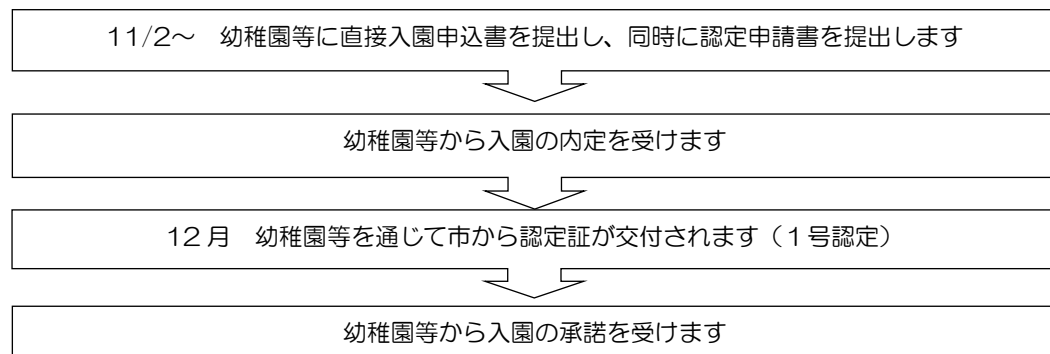
- ◇入園申込・認定申請の受付期間：令和2年11月2日（月）～
- ◇提出場所：第一希望の施設型幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）
- ◇利用手続きの流れ

注意！

先着順で決定する場合がありますので、受付開始時間等は事前に各園にお問合せください。

ポイント

入園申込と認定申請を同時に行います！



②保育園等を利用希望の場合(2号・3号認定)

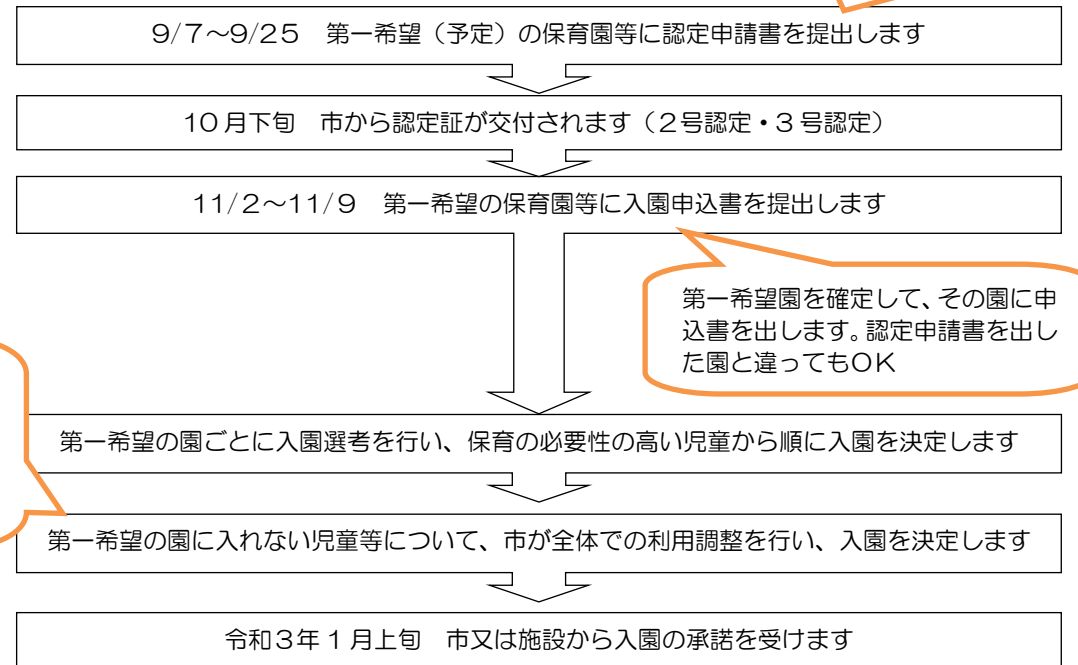
- ◇認定申請の受付期間：令和2年9月7日（月）～9月25日（金）
- ◇入園申込の受付期間：（一次募集）令和2年11月2日（月）～11月9日（月）
（二次募集）令和3年1月8日（金）～1月20日（水）予定
※一次募集で空きがある園のみ二次募集を行います。詳細は1月6日頃に市HPに掲載します。
- ◇提出場所：第一希望の保育園・認定こども園（保育園機能）・地域型保育施設
- ◇利用手続きの流れ（一次募集の場合）

ここではまだ第一希望園を確定していなくてもOK

ポイント

認定申請手続き終了後に入園申込みをします！

第一希望園に入れない可能性が高い方には、その後の対応について、11月下旬以降、市又は施設から個別に連絡があります。



第一希望園を確定して、その園に申込書を出します。認定申請書を出した園と違ってOK

注意！

- 認定は入園を確約するものではありません。
入園申込み手続きにもとづいて、保育の必要性に基づく入園選考を行った上、入園が決定します。
- 認定申請書の提出が受付期間を過ぎた場合は、**原則として二次募集で入園申込を行ってください。**
※認定証がないと入園申込みができません。

認定申請に必要な書類

- ◇認定申請書（黄色） ◇就労確認書などの添付書類（2号・3号認定のみ）
- ◇保護者のマイナンバーカード又は通知カード（現在の氏名、住所と差異がないもの）又は個人番号の記載のある住民票の写し ◇保護者の運転免許証などの身分証明書

- ・認定申請書の記入方法、必要な添付書類については別紙記入例をご覧ください。
- ・就労確認書等は、児童の父母分を用意し、認定申請書に貼り付けてください。
- ・認定申請書にはマイナンバーの記載が必要です。また、申請書を提出する際には、番号の確認と身元確認を行う必要がありますので、ご協力をお願いします。詳しくは別紙案内をご覧ください。
- ・0～2歳児クラスへの入園申込みをされる方で、令和2年1月1日時点で長岡市に住民票のない方は、入園申込みの際に税資料（令和2年度市・県民税決定通知書又は令和2年度課税証明書）の提出により保育料の軽減を受けられる場合があります。